

(介護休業規程第3条第2項第2号に定める介護休業の適用除外者)

第5条 学長は、次のいずれかに該当する介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 期間を定めて雇用される者で、かつ雇用された期間が1年未満の者
- (2) 申出日から「93日以内」に雇用関係が終了することが明らかな者

(有期雇用職員等育児・介護規程第10条第2項第4号に定める介護休業の適用除外者)

第6条 学長は、次のいずれかに該当する有期雇用職員等から介護休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 雇用された期間が1年未満の者
- (2) 申出日から「93日以内」に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(有期雇用職員等育児・介護規程第25条に定める早出遅出勤務の適用除外者)

第8条 学長は、次のいずれかに該当する有期雇用職員等から早出遅出勤務の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- (1) 雇用された期間が1年未満の者
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(休業等申出者への通知)

第9条 学長は、第1条から前条までのいずれかの規定により、休業等又は早出遅出勤務申出者からの申し出を拒むときは、その旨を休業等又は早出遅出勤務申出者に通知するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の3か月前までに、大学又は教職員等の代表者から別段の申出がない限り、引続き1年間の有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長

池田幸雄 印



農学部労働組合執行委員長

小松崎 将



育児・介護休業等に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学育児休業等規程（平成16年4月1日規程第17号。以下「育児休業等規程」という。）の規定による育児休業等、国立大学法人茨城大学介護休業規程（平成16年4月1日規程第16号。以下「介護休業規程」という。）の規定による介護休業、国立大学法人茨城大学有期雇用職員等育児・介護休業等規程（平成17年3月30日規程第47号。以下「有期雇用職員等育児・介護規程」という。）の規定による育児休業及び介護休業並びに早出遅出勤務等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業等規程第4条第1項第3号に定める育児休業の適用除外者）

第1条 学長は、次のいずれかに該当する教職員から3歳に満たない子を養育するため育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- （1） 期間を定めて雇用される者で、かつ雇用された期間が1年未満の者
- （2） 休業申出日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（有期雇用職員等育児・介護規程第4条に定める育児休業の適用除外者）

第2条 学長は、次のいずれかに該当する有期雇用職員等から1歳に満たない子を養育するため育児休業の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- （1） 雇用された期間が1年未満の者
- （2） 休業申出日から1年（1歳を超え1歳6か月までの休業の場合6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- （3） 1週間の所定労働日数が2日以下の者

（育児休業等規程第13条第2項に定める育児短時間勤務の適用除外者）

第3条 学長は、次のいずれにも該当する教職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため育児短時間勤務の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- （1） 期間を定めて雇用される者
- （2） 雇用された期間が1年未満の者

（有期雇用職員等育児・介護規程第18条第2項に定める育児短時間勤務の適用除外者）

第4条 学長は、次のいずれかに該当する有期雇用職員等から3歳に満たない子を養育するため育児短時間勤務の申し出があったときは、その申し出を拒むことができるものとする。

- （1） 雇用された期間が1年未満の者
- （2） 1週間の所定労働日数が2日以下の者
- （3） 勤務日の全ての所定労働時間が6時間以下の者

休憩一斉付与原則の適用除外に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第25条第3項、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則（以下「継続雇用職員就業規則」という。）第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）第19条第3項、国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則（以下「パートタイム職員就業規則」という。）第19条第3項の規定に基づき、休憩一斉付与原則の適用除外に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

第1条 大学は、就業規則第25条第2項、継続雇用職員就業規則第2条、有期雇用職員就業規則第19条第2項、パートタイム職員就業規則第19条第2項の規定にかかわらず、下表の所属欄に掲げる所属の職員、継続雇用職員、有期雇用職員、パートタイム職員（以下「職員等」という。）に対し、右欄に掲げる休憩時間に変更して付与することができる。

所 属	休憩時間
農学部事務部 学務係、専門職員（学務）	11:30～12:30、12:30～13:30
学術企画部 学術情報課 農学部分館係	13:00～14:00

2 大学は、前項に定める職員等のほか、例外的に入学試験等の事業により、業務上必要がある場合には、教員及び職員等の休憩時間の時間帯を変更して付与することができる。

（休憩の付与方法）

第2条 大学は、前条第1項に掲げる職員等のうち「1箇月単位の変形労働時間制のシフト勤務」の適用となる者の休憩時間については、シフトの特定と併せて休憩時間を通知するものとする。

2 前項に該当しない教員及び職員等への付与については、労働時間管理者が該当することとなる者に、あらかじめ特定したうえで付与するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田幸雄



農学部労働組合執行委員長 小松崎将



計画年休制度に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学就業規則第39条、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学教育研究振興教員等就業規則第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則第31条の2、国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則第31条の2に規定する計画年休制度（年次有給休暇の計画的付与）に関し、次のとおり協定する。

（対象者）

- 第1条 この協定の対象者は、阿見事業場に勤務する教員、職員、継続雇用職員、教育研究振興教員、学術振興研究員、支援職員、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）とする。
- 2 前項のパートタイム職員のうち、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント、スチューデント・アシスタント及び留学生スチューデント・アシスタントはこの協定の対象としない。

（計画年休日）

- 第2条 教職員等は、保有する平成26年度の年次有給休暇のうち3日については、次に掲げる日に計画的に取得するものとする。
- 平成26年8月13日（水）から15日（金）
- 2 前項の規定にかかわらず、教職員等のうち、退職、年次有給休暇以外の休暇、育児休業等により計画年休日において勤務を要していない者及び出張中、学外勤務となっている者は、年次有給休暇の取得を要しない。

（計画年休日の変更）

- 第3条 教職員等は、この協定の定めに関わらず、所属長の許可を受けたうえで、計画年休日の変更をすることができる。

（年次有給休暇の特別付与）

- 第4条 大学は、平成26年度分として付与された年次有給休暇の日数から5日を減じた残日数が計画年休日に取得する日数分に満たない教職員等に、その不足する日数を限度として、計画年休日に年次有給休暇を特別に付与する。

（有効期間）

- 第5条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄



農学部労働組合執行委員長 小松崎 将



子の看護及び家族の介護のための休暇に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則第16条第 3号並びに第 4号及び国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則第33条の 2第 6号並びに第 7号に規定する子の看護及び家族の介護のための休暇（以下「看護休暇等」という。）の適用除外者に関し、次のとおり協定する。

（看護休暇等の適用除外者）

第1条 週所定労働日数が 2日以下の者は、各就業規則に定める看護休暇等の対象者から除外する。

（適用除外者の子の看護のための休暇の期間）

第2条 前条に掲げる者の子の看護のための休暇の期間は、下表のとおりとする。

週所定労働日数	期間
2日	2日（対象となる子が 2人以上の場合にあつては、4日）
1日	1日（対象となる子が 2人以上の場合にあつては、2日）

（適用除外者の家族の介護のための休暇の期間）

第3条 第1条に掲げる者の家族の介護のための休暇の期間は、下表のとおりとする。

週所定労働日数	期間
2日	2日（対象となる家族が 2人以上の場合にあつては、4日）
1日	1日（対象となる家族が 2人以上の場合にあつては、2日）

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成26年 4月 1日より平成27年 3月31日までとする。ただし、有効期間満了の 3月前までに、大学又は教職員等の代表者から特段の申出がない限り、引き続き 1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成26年 3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸 雄



農学部労働組合執行委員長 小松崎 将



様式第 9号 (第17条関係)

時間外労働
休日労働
に関する協定届

事業の種類 教育研究業務	事業の名称 国立大学法人茨城大学阿見事業場		事業の所在地 (電話番号) 稲敷郡阿見町中央3-2-1 (029-228-8785)		
	業務の種類 教育研究 及び 教育事務	業務の 種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	延長することができる時間 1日を超え一定の期間(起算日)	期 間
①下記②に該当し ない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 (1)決算期 学期始め及び学期末等季節的に集中する業務 (2)入学試験 選抜に関する業務 (3)学生及び院生の実習に関する業務 (4)大学の行事に関する業務 (5)教授会などの会議に関する業務 (6)東京農工大学大学院連合 農学研究科運営に係る業務 (7)その他学長が指定するもの	教育研究 及び 教育事務	90人	1日 1か月(毎月1日) 1年(4月1日)	平成26年 4月 1日 から 平成26年 3月31日
②1年単位の変形 労働時間制により 労働する労働者			人	6時間 30分 7時間 45分 45時間	

業務の種類 教育研究 及び 教育事務	業務の種類 教育研究 及び 教育事務	労働者数 (満18歳以上の者)	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日	労働させざるべき休日 並びに始業及び終業の時刻	期 間
休日労働をさせる必要のある具体的事由 (1)決算期 学期始め及び学期末等季節的に集中する業務 (2)入学試験 選抜に関する業務 (3)学生及び院生の実習に関する業務 (4)大学の行事に関する業務 (5)教授会などの会議に関する業務 (6)東京農工大学大学院連合 農学研究科運営に係る業務 (7)その他学長が指定するもの	教育研究 及び 教育事務	90人	90人	土曜日及び日曜日、国民 の祝日にあつては、12月29日か ら翌年の1月3日までの日 8時30分～17時15分	労働させざるべき休日 並びに始業及び終業の時刻	平成26年 4月 1日 から 平成27年 3月31日

特別条項： 1 大学は、特に入学試験、学生対応、予算又は決算についての業務が逼迫したとき又はその他の突発的な業務が発生したときは、事前に過半数代表者に通知することにより、さらに1月35時間の時間外労働を命ずることができる。
この場合、時間外労働時間が1月45時間を超えて、さらに35時間を超えて、さらに60時間を超えて、1年間の時間外労働の上限は、500時間とする。
2 前項の場合において、時間外労働が1月45時間を超えた場合は、1年60時間を超えた場合の割増賃金は25%とし、1月60時間を超えた場合の割増賃金は50% (その勤務が深夜の場合は、75%)とする。

協定の成立年月日 平成26年 3月27日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者 (労働者の過半数を代表する者の場合) の選出方法 (投票による選挙)

職名 農学部労働組合執行委員長

氏名 小松崎 将



平成26年 3月27日

使用者

職名 国立大学法人茨城大学長

氏名 池田 幸雄



土浦労働基準監督署長 殿

時間外及び休日労働に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学就業規則第31条第1項及び第2項、国立大学法人茨城大学特任教員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学継続雇用職員就業規則第2条、国立大学法人茨城大学教育研究振興教員等就業規則第2条、国立大学法人茨城大学有期雇用職員就業規則第22条の規定に基づき、時間外及び休日労働に関し、次のとおり協定する。

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第1条 大学は、教職員を次の各号の業務に従事させるときは、当該教職員の同意を得て、時間外労働又は休日労働を命ずることができる。

- (1) 決算期、学期始め及び学期末等季節的に集中する業務
- (2) 入学者選抜に関する業務
- (3) 学生及び院生の実習に関する業務
- (4) 大学の行事に関する業務
- (5) 教授会などの会議に関する業務
- (6) 東京農工大学大学院連合農学研究科運営に係る業務
- (7) その他学長が指定するもの

（時間外労働及び休日労働を必要とする教職員数）

第2条 大学が、時間外労働及び休日労働を必要とする教職員数は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 教員 | 59人 |
| (2) 職員 | 27人 |
| (3) 継続雇用職員 | 2人（フルタイム勤務者のみ） |
| (4) 教育研究振興教員 | 1人 |
| (5) 有期雇用職員 | 1人 |

（時間外労働の上限）

第3条 大学は、次の各号に掲げる期間について、当該各号に掲げる時間を上限として時間外労働を命ずることができる。

- (1) 1日 4.5時間（ただし、大学入試センター試験、各種入学試験業務については、6.5時間）
 - (2) 1月 45時間（毎月1日を起算日とする）
 - (3) 1年 360時間（4月1日を起算日とする）
- 2 前項の規定にかかわらず、大学は、特に入学試験、学生対応、予算又は決算についての業務が逼迫したとき又はその他の突発的な業務が発生したときは、事前に過半数代表者に通知することにより、さらに1月35時間の時間外労働を命ずることができる。
この場合、時間外労働時間が1月45時間を超えて、さらに35時間延長できる回数は事業場内において6回までとし、1年間の時間外労働の上限は、500時間とする。
- 3 前項の場合において、時間外労働が1月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とし、1月60時間を超えた場合の割増賃金率は50%（その勤務が深夜の場合は、75%）とする。

（時間外労働及び休日労働に係わる大学の責務）

第4条 大学は、時間外労働及び休日労働によって教職員の健康や福祉が損なわれることのないよう、時間外労働及び休日労働を必要最低限におさえるよう、努めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄

農学部労働組合執行委員長 小松崎 将



賃金からの一部控除に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書きに基づき、賃金の一部控除に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び控除対象）

第1条 大学は、阿見事業場に勤務する教員、職員、特任教員、継続雇用職員、教育研究振興教員、学術振興研究員、支援職員、非常勤講師、有期雇用職員及びパートタイム職員（以下「教職員等」という。）からの申し出があった場合には、次の各号に掲げるものを賃金から一部控除することができる。

- (1) 文部科学省共済組合積立貯金
- (2) 文部科学省共済組合団積立終身保険料
- (3) 文部科学省共済組合貸付返済金
- (4) 文部科学省共済組合財形持家融資返済金
- (5) 過払い賃金の精算分
- (6) 財形貯蓄等
- (7) 寄宿舍の使用料
- (8) 各種保険料
- (9) 労働組合費
- (10) 各種親睦会費
- (11) お茶代
- (12) 旅行積立金
- (13) 日本教育大学協会関係会費
- (14) 趣意書の醸金
- (15) 茨城大学社会連携事業会への学内募金

（未払分の調整）

第2条 大学は、教職員等が退職した場合において、前条に掲げるもののうち未払金額があるときは、退職金から控除することができる。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3月前までに、大学又は教職員等の代表者から別段の申し出がない限り、引き続き1年間有効期間を延長し、以降も同様とする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸 雄



農学部労働組合執行委員長 小松崎 将



別表 1

所属	勤務パターン：始業及び終業の時刻（休憩時間）
学務係 専門員(学務)	A : 8:30~17:15 (12:00~13:00) B : 8:30~17:15 (11:30~12:30) C : 8:30~17:15 (12:30~13:30) D : 9:15~18:00 (12:30~13:30)

別表 2

期	変形期間	労働日	期	変形期間	労働日
1	4月 1日～ 4月26日	19	7	9月14日～10月11日	18
2	4月27日～ 5月24日	17	8	10月12日～11月 8日	18
3	5月25日～ 6月21日	20	9	11月 9日～12月 6日	19
4	6月22日～ 7月19日	20	10	12月 7日～ 1月 3日	14
5	7月20日～ 8月16日	19	11	1月 4日～ 1月31日	19
6	8月17日～ 9月13日	20	12	2月 1日～ 2月28日	19

1箇月単位の变形労働時間制のシフト勤務に関する労使協定

国立大学法人茨城大学（以下「大学」という。）と農学部労働組合執行委員長 小松崎将一は、国立大学法人茨城大学就業規則（以下「就業規則」という。）第28条第2項の規定に基づき、1箇月単位の变形労働時間制のシフト勤務に関し、次のとおり協定する。

（対象者及び勤務パターン）

第1条 大学が、变形労働時間制による勤務を命ずる対象者は、別表1左欄に掲げる所属の職員とし、労働日の勤務パターンは、別表1右欄に掲げるとおりとする。

（变形労働時間制となる期間）

第2条 大学が、变形労働時間制による勤務を命ずる期間は、別表2に掲げる第1期から第12期までの期間とし、それ以外の期間については、就業規則第25条に基づく勤務を命ずる。

（労働日及び勤務パターンの予告通知）

第3条 大学は、職員に対し、別表2に掲げる变形期間を単位として労働日及び労働日の勤務パターン（以下「シフト」という。）について、適用となる变形期間の7日前までに予告通知をするものとする。

（シフトの特定通知）

第4条 大学が、適用となる变形期間の5日前までにシフトの予告通知を変更をしない場合は予告通知をもってシフトの特定通知に代えるものとする。

（シフト特定通知後の変更）

第5条 職員は、シフトの特定通知後において、年次有給休暇の取得等によりシフト変更を希望するときは変更日前に申し出なければならない。

- 2 大学は、業務の正常な運営に支障が生じない限り、前項の申し出を承認するものとする。
- 3 大学は、変更されたシフトについて特定通知をするものとする。

（育児又は介護等をする者に対する配慮）

第6条 大学は、育児又は介護等をする職員の生活上の不利益に十分配慮し、シフトの計画を作成するものとする。

2 大学は、次の各号のいずれかに該当する者が請求したときは、業務の正常な運営に支障が生じる場合を除き、所定労働時間を超えない範囲で、あらかじめ割り振られた始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯変更を許可する。

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員
- (2) 児童福祉法に基づく学童保育施設に託児している小学生の送迎をする職員
- (3) 要介護状態にある対象家族を介護する職員

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

平成26年3月27日

国立大学法人茨城大学長 池田 幸雄

農学部労働組合執行委員長 小松崎 将

